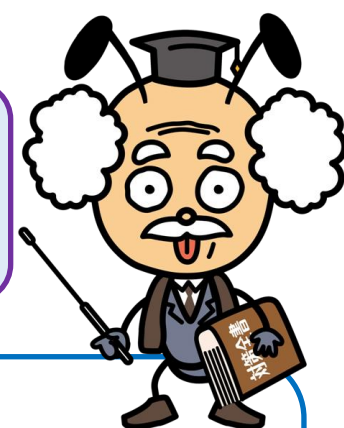




太陽光発電システムの点検商法に注意して



事例

突然、業者が訪問してきて「太陽光パネルの点検が法律で義務化されたので、太陽光設備を無料で点検する。パネルによる火災事故が起こっている。」などと説明された。

後日、業者が改めて来て、ドローンを飛ばして点検した。業者に「パネルをサーモモニターで確認したら赤くなっている。今後、太陽光パネルを長期使用するためには洗浄とコーティングが必要だ。」と言われ、言われるがまま、約40万円の契約をした。

ネットで調べた息子から、だまされているので解約をするように言われた。業者の説明が虚偽なら解約したい。

(80歳代)

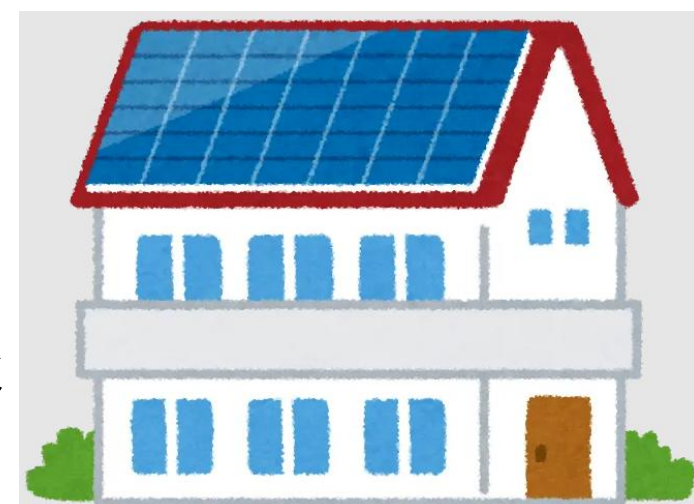
こんなことに気をつけよう

◆事業者から「太陽光発電システムの点検が義務化された」などと言われて点検を勧められ、点検を受けた結果、太陽光パネルの洗浄等の高額な契約を迫られたという相談が増えています。

◆太陽光発電システムを効率的・安全に利用するためには、定期的な点検を行うことが重要ですが、「点検が義務化された」などとセールストークをする業者には慎重に対応しましょう。

◆突然訪問してくる業者とは安易に契約せず、まずは点検の要否を確認しましょう。よく分からない場合は、パネルを設置した業者に相談しましょう。

◆点検やメンテナンスの契約をする場合は、その場であわてて契約せず、複数の業者から見積を取るなどして、慎重に検討しましょう。



契約トラブルなど「こんなのアリ?」と思ったら消費生活センターにご相談ください。

【消費者ホットライン】 ^{いやや}188 (お近くの相談窓口(市町村または県消費生活センター)にナビダイヤルでつながります。)

【相談専用電話】 宮崎県消費生活センター 0985-25-0999
 都城支所 0986-24-0999
 延岡支所 0982-31-0999

